

中部大学安全保障貿易管理規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の安全保障貿易管理に係る輸出管理の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全を維持し、我が国の教育研究機関として国際的な安全保障に貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教職員等が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出等に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本学の教職員等 本学の教育職員、事務職員、研究員、その他本学に雇用されるすべての者をいう。
- 二 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- 三 居住者 日本人にあつては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあつては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して6月以上経過している者を、法人等にあつては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所（以下「事務所等」という。）及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号。以下「外国為替法令解釈運用」という。）6-1-5及び6に掲げるものをいう。
- 四 非居住者 日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等を、外国人にあつては外国に居住する者、本邦に入国して6月未満の者（本邦にある事務所等に勤務する者を除く。）、外交官、国際機関の職員等をいい、外国為替法令解釈運用6-1-5及び6に掲げるものをいう。
- 五 技術の提供 非居住者への技術の提供又は非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- 六 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- 七 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- 八 リスト規制技術 規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の第1の項から第15の項までに該当する技術をいう。
- 九 リスト規制貨物 規制技術等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の第1の項から第15の項までに該当する貨物をいう。
- 十 リスト規制技術等 リスト規制技術及びリスト規制貨物を合わせたものをいう。
- 十一 キャッチオール規制技術等 規制技術等のうち、外為令別表の第16の項に該当する技

- 術及び輸出令別表第1の第16の項に該当する貨物をいう。
- 十二 核兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- 十三 核兵器等の開発等 核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- 十四 通常兵器 核兵器等以外の輸出令別表第1の第1の項に該当する貨物をいう。
- 十五 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- 十六 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。
- 十七 基礎科学分野の研究活動 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。
- 十八 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- 一 規制技術等の提供及び貨物の輸出を行う場合は、外為法等及びこの規程に反する行為は行わないこと。
- 二 外為法等を遵守するとともに、適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図ること。

(責任体制)

第5条 本学に、適切な輸出管理を実施するための体制として、次の管理責任者を置く。

- 一 最高管理責任者
本学の輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施する措置を講じ、運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 二 統括管理責任者
最高管理責任者を補佐し、輸出管理業務を統括する統括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。
統括管理責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) この規程の制定及び改廃に関すること
 - (2) この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関すること
 - (3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関すること
 - (4) 全学的な輸出管理業務の統括及び全学への徹底事項の指示、連絡、要請等に関すること
 - (5) 輸出管理業務の監査に関すること
 - (6) 安全保障貿易管理教育に関すること
 - (7) 本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求、調査の実施及び改善措置等の命令に関すること
 - (8) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関して支援すること

三 輸出管理責任者

統括管理責任者を補佐し、この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施する輸出管理責任者は、研究推進機構長をもって充てる。

輸出管理責任者は、輸出管理責任者の業務を補佐する輸出管理コーディネータを任命する。輸出管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 統括管理責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関すること
- (2) 輸出管理手続業務の推進に関すること
- (3) 安全保障貿易管理教育に関すること
- (4) 輸出管理手続業務に係る本学の教職員等からの相談に関すること

(該非判定)

第6条 輸出管理責任者は、次の各号に掲げる技術の提供又は貨物の輸出（以下「輸出等」という。）が行われる場合は、該非判定を行う。ただし、公知の技術又は基礎科学分野の研究活動において技術の提供をする場合には該非判定を省略することができる。

- 一 非居住者に対する研究施設の案内及び本邦の内外において技術の提供を行う場合
- 二 本邦へ入国後6月を経過していない外国人留学生又は外国人研究生に対してリスト規制の対象となる技術情報等を用いて授業・研究指導を行う場合
- 三 本邦の内外で非居住者と打ち合わせ又は会議を行う場合
- 四 海外の大学、研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合
- 五 非居住者又は本邦外に滞在する居住者に宛てた電子メール、ファクシミリ等に資料、図面、データ若しくはプログラムを記載し、又は添付して送信する場合
- 六 非居住者又は本邦外に滞在する居住者に対し仕様書、図面、データ等を送付する場合、又はそれらの情報を記録したUSBメモリ等の記録媒体を送付又は手荷物として本邦外へ持ち出す場合
- 七 研究等に必要測定器等の機器、研究材料等を貨物として輸出し、又は手荷物として国外に持ち出す場合

2 前項の該非判定は、次の方法により行うものとする。

- 一 学内で設計・開発した貨物の輸出又は当該貨物に関連のある技術の提供を行う場合は、輸出等を行おうとする本学の教職員等（以下「輸出教職員等」という。）は、別に定める安全保障貿易管理の事前チェックリストにより判定を行い、当該判定により該非判定が必要となる場合は、別に定める該非判定書を作成の上、輸出管理責任者へ提出する。
- 二 輸出管理責任者は、前号の該非判定書及び当該該非判定書に添付される技術に関する資料により最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するか否かの判定（以下「一次審査」という。）を行う。
- 三 学外から調達した技術又は貨物（以下「技術等」という。）に係る輸出等について該非判定を行う場合は、輸出管理責任者は、当該技術等の調達先から該非判定書を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できると認められる場合には、本学の責任において該非判定を行うことができる。
- 四 前2号の場合において、輸出管理責任者は、該非判定の結果について統括管理責任者に提

出する。

五 統括管理責任者は、前号の判定結果の提出があった場合は、その判定内容について審査し、承認の最終決定（以下「二次審査」という。）を行う。

（用途確認）

第7条 輸出教職員等は、前条の輸出等の実施が予定される場合には、別に定める大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリストにより、当該輸出等の用途が次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 リスト規制技術等については、当該輸出等に係る技術若しくは貨物が核兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある若しくは用いられる疑いがある、又はその他の軍事用途に用いられる若しくは用いられる疑いがある場合
- 二 キャッチオール規制技術等については、当該輸出等に係る技術又は貨物が、核兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合

（需要者等確認）

第8条 輸出教職員等は、海外の需要者から輸出等を行うよう依頼があった場合には、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「需要者」チェックリストにより、当該輸出等の相手先、当該需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されている場合
- 二 核兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている場合、又はその情報がある場合

（取引審査）

第9条 輸出教職員等は、前条の輸出等の依頼が次の各号に該当する場合には、別に定める取引審査票を作成の上、輸出管理責任者へ提出し、一次審査を受けなければならない。

- 一 第6条に規定する該非判定の結果、技術にあつては外為令別表の第1の項から第15の項まで、貨物にあつては輸出令別表第1の第1の項から第15の項までに該当する場合
 - 二 第7条第1号又は第2号に該当する場合
 - 三 第8条第1号又は第2号に該当する場合
 - 四 提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物が核兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けた場合
 - 五 第1号から第3号までに該当するか否かについて不明又は疑義がある場合
- 2 輸出管理責任者は、前項の取引審査票の提出があった場合は、一次審査を行った後、統括管理責任者に対して二次審査を申請するものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の申請があった場合は、その申請内容について二次審査を行い、取引を行うか否かの承認の最終判断を行うものとする。この場合において、統括管理責任者による承認の最終判断ができないときは、最高管理責任者の判断によるものとする。
- 4 取引審査票には、輸出等に係る仕向地、技術等の名称、該非判定の結果、当該技術等の需要

者、その用途、取引経路等を記載の上、前2項の審査に必要な資料を添付するものとする。

- 5 取引審査票を作成する場合は、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
- 6 国内における取引であっても、輸出等が行われることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。
- 7 輸出管理責任者は、統括管理責任者の承認を得ることなく、当該輸出等又は取引を進めてはならない。
- 8 最高管理責任者は、審査を求められた取引に係る技術又は貨物が、客観要件（提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物がその用途又は需要者から核兵器等の開発等に用いられるおそれがあることを客観的に確認できる場合をいう。）若しくはインフォーム要件（提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合をいう。）に該当しない場合又は第2項及び第3項の取引審査が終了した場合であっても、核兵器等の開発等に使用されること、又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）別表に掲げる行為に使用されることを知ったときは、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

（外為法等に基づく許可の申請等）

第10条 輸出教職員等は、前条第3項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、学長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

- 2 輸出教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第11条 輸出教職員等は、技術の提供を行う場合は、第6条に規定する該非判定及び第9条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。この場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

- 2 輸出教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。この場合において、輸出教職員等は、統括管理責任者に当該確認ができないことを報告しなければならない。

（貨物の輸出管理）

第12条 輸出管理責任者は、貨物の輸出を行う場合は、第6条に規定する該非判定及び第9条に規定する取引審査の手続が行われたこと、並びに当該輸出に係る貨物（自ら海外に持ち出す手荷物を含む。）が当該輸出の手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

- 3 輸出管理責任者は、貨物の輸出を行う場合に前2項の確認ができない場合は、直ちに当該輸出を取りやめ、輸出教職員等に対して適切な措置を求めるとともに、統括管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 輸出管理責任者は、貨物の輸出を行う場合に通関時において事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、統括管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、前項の報告があった場合は、輸出管理責任者、輸出管理コーディネータ等と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(監査の実施)

第13条 最高管理責任者は、本学における輸出管理が、この規程及びこの規程に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(安全保障貿易管理教育)

第14条 安全保障貿易管理教育は、本学の教職員等を実施し、外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めを理解させ、遵守させるために行う。

- 2 安全保障貿易管理教育は、統括管理責任者が、本学教職員等に教授会等の場において毎年度実施する。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第15条 輸出等の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 規制技術等の輸出等に係る文書又はその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告及び判定)

第16条 本学の教職員等は、外為法等、この規程又はこの規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、当該報告の内容を調査し、外為法等、この規程又はこの規程に基づく定め違反している事実が判明したときは、遅滞なく統括管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の報告があった場合は、違反の有無及び程度を審理し、判定を行い、最高管理責任者にその旨報告しなければならない。

(裁定)

第17条 最高管理責任者は、前条の判定が行われた場合は、違反の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 最高管理責任者は、違反が確認された場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒)

第 18 条 故意又は重大な過失により違反した者に対する懲戒処分等は、学校法人中部大学就業規則の定めるところによる。

(庶務)

第 19 条 輸出管理に関する事務は、関係部署の協力を得て、研究推進機構及び研究推進事務部において処理する。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 中部大学安全輸出管理規程（平成 24 年 10 月 17 日制定）は、廃止する。